

(要約版)

フランスにおけるたばこ規制立法の実施過程における法的課題に関する研究

助成研究者 齋藤 健一郎 (小樽商科大学商学部企業法学科)

1. 研究目的

本研究は、一定の空間での喫煙禁止等のたばこ規制を立法化し、これを実施する過程において生じうる法的課題・法的紛争の検討を目的とするものである。そのために、理論的な観点からは、立法過程とその実施過程において、過去において繰り返し行われることで習慣となった人の行動や文化的・芸術的表現を将来に向けて規制することの是非や、そうした行動・表現が法的にどのように評価され得るのか、という問題について考察を行うことが有益であると思われる。本研究は、この考察を通じて、たばこ規制の立法過程と、特にその実施過程における考慮要素を抽出し、類型化して提示することを目指すものである。

2. 研究方法

本研究においては、主にフランスにおけるたばこ規制立法の立法史および裁判例の調査・分析を行うとともに、日本法（健康増進法）との比較検討を試みる。

すなわち、一方で、フランスでたばこ規制立法が制定された際に、それを正当化する根拠は何であったのか、その適用対象や範囲がどのように調整されたのかの分析を行う。そして、フランス法の分析結果を踏まえて、日本において、健康増進法の改正の過程において規制強化を正当化する根拠は何であったのか、改正法の適用対象や範囲がどのように調整されたのかについて、比較検討を行う。他方で、たばこ規制立法の実施過程に関するフランスの裁判事例の分析を行う。特に、たばこ規制立法を実施する中で生じた課題に対して当該規制を及ぼすことの是非をめぐる議論（事後的な正当化の論拠）の分析を行う。その上で、日本における裁判事例との比較検討を行う。

3. 研究成果

フランスにおいては、立法過程において、たばこの有害性に基づく喫煙規制の正当化とそれに基づく規制の是非や規制内容についての検討が行われてきた。例えば、過剰な喫煙（＝たばこ中毒）への対策がとられた際には喫煙者の自由をも尊重しており、その後、受動喫煙からの非喫煙者の保護が立法目的とされた際には、特に保護すべき場所から対策が進められていった。レストラン・カフェ等は例外が認められてきたが、国内外の法制的な動向を踏まえて、特に職場での受動喫煙からの安全配慮義務が認められたこともあり、2006年には、屋内が全面禁煙とされたのである（厳しい基準を満たせば喫煙専用室の設置は可能）。規制立法の実施後に生じうる問題を考慮して例外を認めつつ、徐々に規制を広げ、

厳格化していったと言える。

その上、フランスでは、規制立法の実施後も、以下の諸点に関して、裁判所において規制の正当性が論じられた。①企業活動の自由に対する制約の問題、②一定の場所での喫煙禁止をどのように正当化するのかという問題、③喫煙所の設置基準を厳しくすることがどのように正当化されるのかという問題、④新たな喫煙規制の実施をいつから始めるのかという問題、⑤受動喫煙のうち、特に従業員の保護という問題、⑥たばこ規制が文化的・芸術的表現を制限してしまわないかという問題、である。裁判所は、一方では健康の保護という憲法原則を援用し、他方では比例原則と平等原則の観点から検討し、結論としては、⑥を除き、規制立法の適法性を認めてきた。

これに対して、日本の立法過程においては、受動喫煙の有害性および国際的な動向を踏まえて喫煙規制の立法化を正当化しつつも、主な議論は、反対派の合意を得るための例外・適用除外の調整であったと言える。換言すれば、たばこ規制立法の立案段階では、たばこ規制それ自体の正当化理由が示されてはいるが、立法過程（政党や議会での審議）では、規制それ自体の正当化理由とそれに基づく規制の是非や規制内容についての検討は背後に退き、主に、規制をどこまで及ぼすのか（すなわち規制の適用範囲・例外や、規制実施により生じる問題への配慮）が論じられたのである。

日本においては、裁判所が規制の事後的な正当化の検討をすることは稀であるように思われる。しかし、改正健康増進法について言えば、既存の小規模の飲食店や既存施設に経過措置的な例外が認められたこと、そうした店では従業員の受動喫煙からの保護が不十分なこと、学校等でも屋外喫煙場所の設置が可能とされたこと、喫煙所の技術的基準の厳格さの程度、2年間の猶予期間・準備期間が置かれたこと等について、平等原則・比例原則の観点から事後的に検討する必要があるだろう。受動喫煙対策の政策としての整合性も問われなければならない。これらの多くが立法過程においては政治的な調整・妥協によって決まった事項であるため、規制を実施する際には、事後的な正当化の検討は不可欠である。

たばこ規制は今次の改正健康増進法によって完結したわけではなく、今後も改正され得る（規制の強化もあれば緩和もあり得る）はずであり、そうであるとすると、事後的な正当化の議論も含めた議論の積み重ねにより、一貫した合理的な制度を築くことができると思われる。